

平成29年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成29年4月20日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
		学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育支援担当課長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
		保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	41号	東京都北区立赤羽台西小学校に係る教育財産の公用廃止について	承認
2	42号	平成30年度使用教科用図書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針	承認
3	43号	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	19号	平成28年度北区学校支援ボランティア活動事業の実施状況について	了承
5	20号	後援・共催事業に関する報告	了承
6	21号	「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校庁内連絡調整会議」及び「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」の設置等について	了承

平成29年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年4月20日(木) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。 これより、平成29年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。 日程第1、第41号議案「東京都北区立赤羽台西小学校に係る教育財産の公用廃止について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>それでは、お手元の議案に沿ってご説明を申し上げます。 表紙を1枚お開きください。今回お諮りいたしますのは、北区立赤羽台西小学校の敷地の一部を公用廃止する案件でございます。 記書きの1番のところに住所地番、それから広さといたしまして、数量のところは70.95平米ということでお示しをしております。 1枚おめくりいただきまして、裏面をご覧ください。当該用地の場所でございますけれども、赤羽台西小学校の赤羽駅のほうから行きますと、坂を上っていく校舎の裏側の用地でございます。 表面にお戻りください。説明欄でございます。この用地につきましては、説明欄に記載のとおり道路拡幅事業によって既に道路として供されている部分を、今回手続上公用廃止を行うものでございます。補足いたしますと、この道路拡幅事業につきましては、URと北区が共同で行っております住宅市街地総合整備事業の一貫といたしまして、当該道路の歩道部分を拡幅するという事業でございました。これによりまして、学校環境といたしましても、2.5メートルの歩道が確保されるということで、既に現地においては改善が図られているところでございます。今回、区道認定は既に北区側でなされておりますけれども、財産上の扱いを明確にするということで、教育財産としては公用廃止をするというものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p>
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	<p>もう既に道路として使用されているということで、道が広がったということは、交通事故等色々な部分で子どもたちの安全・安心を図る上でも当然だと思いますが、これ</p>

はいつできたものなののでしょうか。何か経過していて遅れているというのは、本来いつ完成して、公用廃止すべきだったのかを教えてくださいと思います。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 この整備の時期でございますけれども、24年度から25年度にかけて赤羽台西小学校ののり面を削る形で、既にのり面の石積みも新しくなったということで、それからちよっと3年ほど経過しての手続きでございますけれども、よろしく願いいたします。

加藤委員 わかりました。結構です。

清正教育長 ほかいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に日程第2、第42号議案「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、第42号議案「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針」について、ご説明いたします。

この議案は、次年度より小学校で使用いたします、「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択方針を決定するものでございます。平成27年3月に学校教育法施行規則及び小中学校学指導要領が一部改正されたことに伴い、従来の「道徳」が「特別の教科 道徳」として、小学校におきましては平成30年度、中学校におきましては平成31年度

から正式に教科化されることとなりました。そのため、平成29年度におきましては、平成30年度からの小学校全面実施に伴い、北区立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、8月31日までに行うこととなります。

1枚おめくりください。本採択方針は、平成30年度から北区立小学校で使用いたします「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択に向けての方針を示したものでございます。このたびの採択方針につきましては、文部科学省より平成29年3月31日に告示された小学校学習指導要領及び道徳教育にかかわる評価等の在り方に関する専門家会議が、平成28年7月22日に公表した「特別の教科 道徳」の指導方法、評価等について都により作成をいたしました。

採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行うということ、そして北区立小学校児童の実情を十分配慮した上で、総合的に判断して教科用図書の採択を行うことが、採択方針でございます。

なお、教科用図書の調査研究に当たり、検討すべき事項につきましては、教科用図書選定審議委員会と教科用図書調査委員会にそれぞれ依頼することとなりますが、次に2点について検討し、調査審議及び調査研究するということでございます。

1点目は、学習指導要領の「目標」及びそれに対応する「内容」等に即した、教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の特長についてでございます。

2点目は、これからの時代を生きる児童に育成すべき資質・能力を確実に身に付けることができるようにするための工夫についてでございます。

恐れ入りますが、もう1枚おめくりください。教科用図書を調査する観点は、大きく4点ございます。

1は教育基本法や学校教育法等の法令に従ったものであるか。2は豊かな心を育てるものであるか。3は児童の発達の段階や特性等を考慮した、多様な教材の活用が図られているか。4は構成や分量が適切なものであるかでございます。特に2の豊かな心を育てるものであるかについては、道徳が特別の教科となる大きな経緯になりました、いじめ問題への対応にあたり、「個性の伸長」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」などの内容項目を扱う教材が、適切であるか等について調査研究、審議を行っていくこととなります。

また、4につきましては、小・中学校の発達の段階を踏まえた、教材の構成や配列及び発展性、系統性や分量等にかかわる部分でございます。

以上につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

森岡委員 教育長

清正教育長 森岡委員

森岡委員	今回対象となる会社は何社ぐらいあるのでしょうか。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	発行社につきましては、8社です。
清正教育長	ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。 (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に日程第3、第43号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	それでは、第43号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」について、ご説明申し上げます。1枚おめくりいただき、1ページ説明欄をご覧ください。区立認定こども園の新設に伴う規定整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。 裏面2ページをご覧ください。新旧対照表になります。上段、改正後をご覧ください。2行目後半でございます。別表に規定する学校の後になりますが、(東京都北区立幼稚園条例(昭和47年3月東京都北区条例第4号)別表第1に規定する幼稚園及び東京都北区立認定こども園条例(平成28年6月東京都北区条例第42号)別表に規定する認定こども園をいう。)と改めまして、規程に区立認定こども園を加えるものでご

ございます。

1 ページにお戻りいただき、付則でございます。この訓令による改正後の学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程は、平成29年4月1日から適用するものでございます。本来であれば認定こども園の開設に向けての準備行為として、まとめてお諮りすべき議案でございましたが、遅くなり申しわけございませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に報告事項に移ります。日程第4、報告第19号「平成28年度北区学校支援ボランティア活動事業の実施状況について」事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

それでは、報告第19号「平成28年度北区学校支援ボランティア活動事業の実施状況について」ご報告申し上げます。

1枚おめくりいただきます。要旨でございます。これまでも平成26年度より区立の全小中学校で実施しております、北区学校支援ボランティア活動事業でございます。こちらご案内のとおり地域の教育力を高め、家庭・学校・地域の連携強化を図るということで行っているものでございます。1枚おめくりください、A3の大きな表に28年度各校の実績をまとめさせていただいたものでございます。過去の活動内容については、後ほどご覧いただければと存じます。

参考までに、一番下の段の合計欄、年間活動日数3,511日、ボランティア活動、延べ人数で1万2,915人ということでございます。参考までに27年度はこちらの活動日数が3,961でボランティアの延べ人数が1万9,241人。その前、全校で実施された26年度につきましては、3,471日でボランティアの延べ人数が1万2,214名というところでございます。

	私からの報告は以上でございます。
清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
森下委員	教育長
清正教育長	森下委員
森下委員	質問ですけれども、学校によってこのボランティア活動に支援していただく差があるなというふうに、拝見いたしました。このボランティアさんをお願いするのは、主に学校側から発するわけですけれども、スクールコーディネーターの方が仲を取り持ってくださいしているのでしょうか。
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	森下委員がご指摘のとおり、スクールコーディネーターさんに仲に入っていていただいて、例えば大学生であるとか、地域の方等、色々なところにお声かけをいただいて、募集をしているというところでございます。
森下委員	では、もう一つ引き続き。そうでしたら、例えば各学校で学習支援的なボランティアさんとか、それから児童の安全・安心等のボランティアとか、あるいは活動する部活のボランティアさんとか、色々多種にわたっていると思うのですけれども、非常に助かっているということがまず一つです。それでこの少ないところ、例えばここでいいますと王子第二小や袋小学校ですね。この少ないところの学校には、全校にこの一覧は配付されているのかどうか。こういうボランティアさんを本校も、もしお願いできるなら募りたいなというような意味でも、こういう一覧を全校配付されて、子どもたちに大変生きてくるわけですから、活用されたら良いなというのが私の思いでございます。 以上です。
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・ 学校地域連 携課長	こちらの活動報告の表でございますけれども、まさにスクールコーディネーターさんが入っていただくところでございます、スクールコーディネーターの会議がございます。そちらのほうでお配りをして、またそこでも少ないところ、そういうところの意識をスクールコーディネーターさんも当然なされていますので、そういった中で少ないところの充実を図っていくことに取り組んでございます。 以上です。
森岡委員	教育長
清正教育長	森岡委員
森岡委員	今少し分からないところがあって質問をするので、誤解があるといけないのですが、私の地域ですと赤羽岩淵中学校ですよね。日々ボランティア活動で、本当は商店街の緑化で水やりとか清掃もやっているのですが。気になったのは、それはここに載せるのに対象外なのですか。
生涯学習・ 学校地域連 携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・ 学校地域連 携課長	こちら実は報告を各学校さん、ボランティアさんに挙げていただく中で、もしかすると漏れているという可能性がございます。29年度、今年度ですね、やっていく計画を今立てている段階なのではございますけれども、そちらには固まったものではないですが、手元の中には花いっぱい運動ボランティアのようなことが、赤羽岩淵中に入っておりますので、もしかしたら報告のほうで、漏れてしまっているのかもしれない。
清正教育長	ほか、いかがでしょうか。
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	今森下委員からのお返事で、各コーディネーターの会議等では、この表を配付されているということでしたが、このもともとの意義というか、それは学校側が必要としているか必要としないかというところがまず頭にきて、そこからこの情報が学校内におりてくると思うのですよね。そうなりますと、どちらかという先生の方がこちらに目を通したほうが、もしかしたら自校でこういうところを手伝ってもらえるのであろうかと考えることができますので、ぜひ全学校に配付していただければと思います。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

こちらの表ですね、まさに渡辺委員がご指摘のとおり、学校に知っていただいて、例えば違う学校の活動を見て、こういったこともできるのかなと、そういったところのヒントにもなると思いますので、機会をとらえて配付していきたいと考えております。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

清正教育長

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第5、報告第20号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、報告第20号「後援・共催事業について」ご報告をさせていただきます。
1枚おめくりいただき、1ページをお開きください。今回は記書き以下名義使用承認報告が14件で、事業実績報告が9件でございます。

まず、1件目でございます。事業名が「国際交流&イングリッシュキャンプ」。主催者が宮城復興支援センターでございます。千葉県立君津亀山少年自然の家を会場に行われるものでございます。

2件目でございます。事業名が「第57回日本木琴協会東京支部マリンバコンサート」。主催者が日本木琴協会でございます。滝野川会館もみじホールを会場に行われます。

2ページをお開きください。3件目でございます。事業名が「北区青少年団体連合会二事業（歩こう会青少年団体連合会野外研修会）」。主催者が北区青少年団体連合会でございます。

11ページの別紙1をご覧くださいと思います。平成29年度共催事業計画書でございます。大きな1の歩こう会、こちらが①から④まで。また、大きな2の青少年団体連合会野外研修会が①のファミリーデイキャンプ、②の親子でハイキング、それぞれ

お示しのとおりの内容で実施されるところでございます。

2ページにお戻りください。4件目でございます。事業名が「平成29年度北区ジュニアリーダー研修会」並びに「平成29年度（第32期）北区シニアリーダー研修会」でございます。主催者が東京都北区青少年委員会、中央公園文化センター、赤羽自然観察公園ほかを会場に行われるものでございます。

5件目でございます。事業名が「新生活運動推進協議会共催事業」。主催者が北区新生活運動推進協議会でございます。

こちら恐れ入ります、13ページ別紙2をお開きください。平成29年度の共催事業の計画書でございます。影絵の生活学校からあすか生活学校と、下のほうにそれぞれお示しのとおりの内容が実施会場等で行われるものでございます。

3ページにお戻りいただきたいと存じます。6件目でございます。事業名が「星美学園短期大学公開講座 保育・教育特別セミナー2017」でございます。主催者が星美学園短期大学、星美学園短期大学を会場に行われるものでございます。内容はお示しのとおりでございます。

7件目でございます。事業名が「区民絵画展（きたくなるまち絵画展）」でございます。主催者が公益財団法人北区文化振興財団。お示しのとおりの内容で、北区文化芸術活動拠点ココキタを会場に実施されます。

8件目でございます。事業名が「北とぴあ演劇祭」。主催者が公益財団法人北区文化振興財団でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあのペガサスホール、つつじホールを会場に実施されるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。9件目でございます。事業名が「第12回大きなオーケストラの小さな音楽会」。主催者が公益財団法人北区文化振興財団でございます。お示しのとおりの内容で、北区立第四岩淵小学校体育館を会場に実施されるものでございます。

10件目でございます。事業名が「北区文化芸術祭」で、主催者が公益財団法人北区文化振興財団でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあ及び赤羽会館を会場に実施されるものでございます。

次に11件目、事業名が「こころの劇場」。主催者が四季株式会社でございます。北とぴあさくらホールを会場にお示しのとおりの内容で実施をされるものでございます。

次に5ページ、12件目でございます。事業名が「文化芸術の卵育成事業」でございます。主催者が公益財団法人北区文化振興財団でございます。北区文化芸術活動拠点ココキタを会場にお示しのとおりの内容で実施されるものでございます。

次に13件目でございます。事業名が「子どもかがやき文化芸術事業」お示しの①から⑤までの5事業でございます。

15ページ別紙3をお開きいただきたいと思っております。子どもかがやき文化芸術事業内容の一覧となっております。それぞれ①から⑤までの事業、内容対象等はお示しのとおりでございます。

5ページにお戻りいただきたいと存じます。14件目でございます。事業名が「平成29年度北区赤羽少年野球第46回春季大会」でございます。主催者が北区赤羽少年野球連盟、赤羽自然観察公園多目的広場を会場にお示しのとおりの内容で実施される

ものでございます。

以上が名義使用承認報告14件でございます。次に1枚おめくりいただきまして、6ページ1件目から9ページの9件目まで、こちらが事業実績報告となっております。後ほどご覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

清正教育長

報告ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。

(質問・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

ここで、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校庁内連絡調整会議」及び「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」の設置等についての報告を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加をします。

それでは、追加日程第1、報告第21号「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校庁内連絡調整会議」及び「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」の設置等について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第21号「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校庁内連絡調整会議」及び「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」の設置等について、ご報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、教育委員会資料をご覧いただきたいと存じます。1の要旨でございます。平成29年2月17日に開催いたしました、平成28年度第2回総合教育会議における協議に基づき策定いたしました「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」こちらを踏まえまして、施設一体型小中一貫校の開校に向けて、全庁的な連絡調整を図るため、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校庁内連絡調整会議」並びに教職員・PTA・保護者等の学校関係者及び地域等の意見を十分に踏まえるため、これらの方で構成をする「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」を設置するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。こちらが連絡調整会議の設置要綱となります。施設一体型小中一貫校の開校に向けまして、全庁体制で進めるため規定をするものでございます。

また3ページをご覧いただきますと、左側が13名の委員の構成及び事務局の一覧となります。また右側でございますが、開校推進協議会の委員の構成となります。学識経験者につきましては、現在折衝中でございますが、教育分野とまちづくり分野からお一人ずつと考えているところでございます。そのほか町会・自治会また青少年地区委員会、そして学校関係者等の方々となります。

1ページの資料のほうにお戻りください。2の今後の予定でございます。今週火曜日18日に第1回の庁内連絡調整会議を開催いたしました。今後随時開催してまいりますのでございます。その下、各校の説明会でございますが、3月までに各校のPTA総会後に既にご説明はしているところでございますが、新入学の保護者が入ることから、改めて実施をするものでございます。既に3校全ての保護者・教職員には小中一貫校設置基本方針、こちらのほうを配付しているところでございます。また、地域説明会につきましては、不特定多数の方を対象に実施するもので、5月1日の北区ニュースでの開催周知及び区域の町会での回覧や掲示の依頼と合わせまして、神谷小学校中学校周辺の家には、職員によるポスティングを今後行う予定でございます。

その下、6月でございますが、町会・自治会の役員改選を踏まえまして、開校推進協議会を設置いたしまして、のべ4回から5回の今年度中の会議を開催してまいります。そして12月までに全体構想を策定する予定でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

清正教育長 ご報告ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森岡委員 教育長

清正教育長 森岡委員

森岡委員 少し確認だけですけど、委員の名前がありますよね。庁内の方の委員の一番下に空白がありますが、これは増やす予定ということですか。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 特段、申しわけございません。意味はございませんで、必要に応じまして、関係の部課長には出席していただくことはございますが、ここは単純に空白ということですか。

森下委員 教育長

清正教育長 森下委員

森下委員 また文言等にこだわることの質問で申しわけございません。要旨のところ、下から3行目に教職員・PTA、それから保護者等の学校関係者とありますが、ここでいう保護者というのはPTAに皆さん属しているわけですね。PTAのある学校ばかりのように拝見するのですが、保護者というのをわざわざ入れてあるのは、どういう意味合いがあるのか、お尋ねしたいと思いました。と申しますのは、そうであれば教職員、PTAでいいのではないかという気がいたします。恐れ入ります。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 ここにつきましては、今森下委員がおっしゃったようにPTAとおっしゃっていた意味としては、かぶってくると認識しております。こちらにつきましては、これまでもこういった使い方、記述をしてきたところがございますので、今後その点については意を汲みまして、記述してまいりたいと思います。

清正教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいですか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、平成29年第4回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。